

～耕作放棄地の解消・未然防止，担い手育成の取り組み～

茨城県つくば市

取組主体：(公財)茨城県農林振興公社、つくば市、茨城県

取組開始時期：平成25年度

解消面積：1.8ha(平成26年3月時点)

導入作物：ギンナン

1. 取組のきっかけ・経緯

茨城県は、全国第2位の農業産出額と耕地面積を誇っているが、農業就業者の高齢化等による耕作放棄地の増加が懸念されている。

このことから、茨城県では、平成25年度より、耕作放棄地とその周辺農地を一体的に借受け、整備し、担い手に貸し付けることにより耕作放棄地の解消・未然防止と併せて担い手の育成を図るため「いばらきの畑地再生事業」を実施している。

特産品の芝が日本一の生産量と品質を誇るつくば市において、都市化の影響による耕作放棄地の増加が懸念されていることから、平成25年度、栗原地区を当該事業地域に選定し、耕作放棄地1.8haを含む3.0haの農地集積により、耕作放棄地の解消と未然防止に取り組んだ。

2. 取組内容

取組主体による説明会やつくば市が中心となって地権者訪問を重ね、事業への理解・同意取得に努めた。

県農林振興公社は、再生作業を実施し、再生後、つくば市が公募により決定した担い手へ農地の引き渡しを行った。(5年間の賃貸借)

再生後の農地を借り受けた担い手は、これまで分散した圃場で営農していたが、当事業の実施で農地が集積されたことにより、営農の効率化と規模拡大が図られた。

営農開始後もつくば市、県、県農林振興公社の3者によるフォローアップを行っている。

3. 今後の課題・予定など

耕作放棄されていた期間が長かった耕作放棄地は、他地区の再生農地と比較しても地力が低い上に雑草の繁茂がひどく、農地管理が難しくなっていることから、引き続きつくば市、県、県農林振興公社のフォローが重要となっている。

また、平成25年度に実施した栗原地区の農地の貸借期間が終了する時期において、契約期間の延長に向けたフォローを行う必要がある。

栗原地区の周辺地区において、つくば市農業課や農業委員会主導による農地集積・耕作放棄地解消が進んでおり、今後も、事業により培ったスキルを活かしながら、農地集積・耕作放棄地の解消・未然防止に繋げて行く予定である。

4. 活用した補助事業

- (国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 1.8ha(内容:再生作業, 土壌改良) 平成25年度
(県)耕作放棄地緊急総合対策事業費補助金 1.8ha(内容:再生作業, 土壌改良) 平成25年度



再生前



再生後